

中国における均等論の解釈

～方法の順序を変更した場合に均等が成立するか～

中国知的財産権訴訟判例解説（第15回）

浙江樂雪儿家居用品有限公司
再審申請人（原審被告）

V.
陳順弟
再審被申請人（原審原告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概 要

中国では均等論による特許権侵害を認める事例が非常に多く十分注意する必要がある。均等については、司法解释[2001]第21号第17条第2項に以下のとおり規定されている。

均等な特徴とは、記載された技術的特徴と基本的に同一の手段により、基本的に同一の機能を実現し、基本的に同一の効果をもたらす、且つ当該領域の普通の技術者が創造的な労働を経なくても連想できる特徴を指す。

また、司法解释[2009]第21号第7条は以下のとおり規定している。

第7条 人民法院は、権利侵害と訴えられた技術方案が特許権の技術的範囲に属するか否かを判断する際、権利者が主張する請求項に記載されている全ての技術的特徴を審査しなければならない。

権利侵害と訴えられた技術方案が、請求項に記載されている全ての技術的特徴と同一または均等の技術的特徴を含んでいる場合、人民法院は権利侵害と訴えられた技術方案は特許権の技術的範囲に属すると認定しなければならない。権利侵害と訴えられた技術方案の技術的特徴が、請求項に記載されている全ての技術的特徴と比較して、請求項に記載されている一以上の技術的特徴を欠いている場合、または一以上の技術的特徴が同一でも均等でもない場合、人民法院は権利侵害と訴えられた技術方案は特許権の技術的範囲に属しないと認定しなければならない。

すなわち、中国では手段、機能、及び効果が実質的に同一であり、かつ、容易に連想することができるものであれば、均等と認定される。